國學院大學学術情報リポジトリ

唐律疏議の原文について：
法学部設置10周年記念号下

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001063

唐律疏議の原文について

小林 宏

一

私はここ数年来、滝川政次郎、森鹿三両博士の下で、国学院大学日本法制史研究室の同学諸兄姉と共に、唐律並びに日本律のテキスト作成という仕事に携わって来た。この律のテキストの作成案は、上段に唐律疏議、下段にそれに相応する日本律を掲げて、いわば上下対照式に日唐両律を配置したものである。この律のテキストの作成過程において、我々は二つの大なる問題に遭遇した。その一つは、いう迄もなく日本律の律文の校訂である。日本律は周知のように、名例の前半、衛禁の後半、職制・賊盗の全部、闘訟の一部を遺すのみで、他はすべて亡佚してしまっている。右の既存部分の律文に関しては、新訂増補国史大系の『律』において、すでに厳密な校訂が為されており、それは傑出した業績ではあるが、そこにおいても、なお問題がない訳ではない。即ち、国史大系『律』では広橋家本及び紅葉山文庫本を底本とし、それに前田家本、群書類従本、谷森氏本、史料編纂所本等の諸本を以って対校しているが、それらの諸本の伝える日本律が一体如何なるものであるか、つまりその対校に用いられた伝本の性格が必ずしも明瞭ではない。例えば、群書類従本と唐律疏議とでは、その用字において酷似する箇所が多く、群書類従本作成の際に、唐

律疏議が参看されたことも十分考えられよう[1]。従って、群書類従本を校訂に使用する際には、かなり慎重な態度でなければならない。又、日本律、特にその疏文において誤脱と思われる箇所は、唐律疏議によって補訂されているが、今後その補訂について、果してそれが正しいかどうか、或いは日本律のままでよい場合もあるのではないか等、逐一検討していく必要があろう。以上は日本律の既存部分であるが、亡佚部分については、当然のことながら逸文の蒐集とその綴輯とが問題になろう。この逸文の研究は、江戸時代の石原正明以来、諸先学の努力により幾多の貴重な成果が挙げられて今日に至っているが、これに関しても、現段階においてすでに十分であるとは必ずしもいえない。殊に身分関係、親族関係の条文の復旧については、当該制度が日唐間において著しく相異することから、まだ未開拓の分野が大きいといっても過言ではない。

以上が日本律に関する今後の課題であるが、もう一つ大きな問題として唐律疏議の文献学的研究がのこされている。すでに唐律疏議のテキストに関する研究は、東洋法制史関係の先学による数々の輝しき業績があり、又、最近では京都大学人文科学研究所を中心として作成された『唐律疏議校勘表』の如き精力的な研究も生まれている。そういった先学による諸々の業績から今後律令法を学ばんとする我々は、多大の恩恵を蒙っている訳であるが、しかしそれら諸先学の研究にも拘らず、唐律疏議のテキストに関しては、まだ謎の部分が余りにも大きいのである。これ又、今後の課題の一つというべきであろう。

本稿においては、日本律のテキストに関しては暫く措き、右に述べた唐律疏議のテキストに関する若干の問題点をあげ、大方の御示教を仰ぐこととしたい。

（1）　内藤乾吉教授は、日本律諸本と敦煌出土の律断簡とを比較することにより、前田家本、群書類従本は、後の加筆によって、

原形から遠ざかっていることを示唆されている。「敦煌発見唐職制戸婚厩庫律断簡」『中国法制史考証』所収二〇二頁。

我々は、この度の作業において、前述せる如く、現存する唐律疏議を先ず上段に配し、それに対応する日本律の文をその下段に置いて、日唐両律を比較対照するに便ならしめた。即ち、散逸した日本律の復原に関しては、現存する唐律疏議を土台として、その上に日本律を組み立てて行くという方法をとった。唐律によって日本律の文を確定して行こうというのである。

二

しかし、現存唐律疏議とても、その祖本の刊行年代は、凡そ元の泰定四年（一三二七年）を溯り得ず、(1)その用字用語等に関しては、かなり疑義のある箇所が散見されるのである。従って、日本律も亦、現存唐律疏議の誤脱の箇所を訂正するという資料を提供する。このことは、すでに江戸時代の荻生総七以来、幾多の先学が注目された処であり、唐律の校勘に日本律が参考にされた所以である。処で、我々はこの日本律を用いて、唐律疏議の原文を考える方法を更に徹底して行なう必要ありと思うのである。勿論、現存日本律も亦、その逸文をも含めて伝写の過程において、誤脱や竄入の箇所が多く存するから、それには慎重を期さなければならないであろうが、先ず日本律と宋刑統とを併用するという方法が考えられよう。(2)

そもそも宋刑統中の律疏に関しては、すでに仁井田陞、牧野巽両博士によって、その一部を周刑統から承継し、残部を当時現行の律疏により補充したか、或いはその全部が建隆の現行律疏から取られたものであるか、その何れかとされ、且つその律疏は永徽四年の律疏に非ずして、開元二十五年の律疏であるとされたのである。(3)而して宋刑統と現存唐律疏議との関係について、両博士は現存唐律疏議が宋刑統より脱化したとする説は、「極めて魅力多きに拘らず」、

それを取らずに、現存唐律疏議は、「矢張り律疏単行本を祖とするもので、単に宋刑統より若干の影響を受けたに止ると解しておくこととしたい。」と結論されたのである[4]。

宋刑統中の律疏が右の如き性格のものであるとするならば、京都大学人文科学研究所の唐律研究会による『唐律疏議校勘表』中の唐律諸本に異同ある箇所に、日本律と宋刑統とを書き入れてみて、日本律と宋刑統とが一致し、且つ唐律諸本中の一本以上がそれに合致する場合、性格の異なる三者の伝本が皆一致することから考えて[5]、その用字用語は唐律疏議の原本、即ち永徽律疏、及び開元律疏において、そのようにあったと考えて先ず間違いないであろう。

(1) 内藤乾吉「滂喜斎本唐律疏議の刊行年代」前掲書所収一四八頁以下。
(2) 唐律の校勘に日本律、宋刑統を利用する方法についても、すでに内藤乾吉「敦煌発見唐職制戸婚厩庫律断簡」前掲書所収一八二頁以下、滋賀秀三「訳註唐律疏議(一)―(五)」『国家学会雑誌』第七二巻第一〇号、第七三巻第三号、第七四巻第三・四号、第七五巻第一一・一二号、第七八巻第一・二号等において為されている。
(3) 仁井田陞・牧野巽「故唐律疏議製作年代考（上）」『東方学報東京』第一冊一二六頁、一三三頁以下。
(4) 仁井田陞・牧野巽、前掲論文（下）『東方学報東京』第二冊一三〇頁。
(5) 但し、物観本、官板本、巷本中には、前述せる如く、荻生総七が唐律校訂の際に日本律を参看しているので、日本律をもって唐律を訂正している箇所がないとはいいえない。その点は注意する必要があろう。

三

さて、次に日本律の用字用語が現存唐律疏議の諸本とはすべて一致しないが、宋刑統とは一致するか、もしくはほぼ一致するという箇所について考えてみたい。今、その箇所を左に列挙しよう。(表(一)参照)

表(一)

整理番号	篇目・条	万有文庫 冊・頁・行	唐律疏議(万有文庫)	宋刑統	養老律
1	名例 6	1・19・10	有人対捍不敬○制命	恭	恭
2	〃 9	1・26・13	其於○監守内姦盗略人	ナシ	ナシ
3	〃 11	1・28・15	有蔭之人本法不合流○配○	配流	配流
4	〃 11	1・29・7	男夫於監守内○犯○十○悪○及○盗	及拾悪内	及八虐内
5	〃 16	1・33・7	事発勾○問○未○断○便即去職	未断勾間	未断勾間
6	〃 16	1・34・4	子孫犯罪父祖得七品官事発•聴贖	者	者
7	〃 17	1・36・7	以本階従五品官○当徒○二年	ナシ ○	ナシ ナシ
8	〃 21	1・46・4	及○至四度重犯総降四等	乃	乃
9	〃 23	1・48・9	告五品於監臨外盗絹五匹○科徒一年	ナシ	ナシ
10	〃 24	1・49・14	•依令犯流断定不得棄放妻妾	又云	又
11	〃 26	1・53・7	従斬準○前更○犯絞	ナシ ○	ナシ ナシ
12	〃 27	1・53・14	家内雖○有二丁倶犯徒坐	唯	唯
13	〃 28	1・55・10	故犯流者不同常人例○配合流二千里者決杖一百	外	外
14	〃 29	2・1・12	其前犯処近•後犯処遠•	• 流	流 流
15	〃 30	2・2・14	上条贖章称犯○流罪以下聴贖	ナシ	ナシ

16	〃	30	2	4	5	即験奴婢不同良○人之限	常	常
17	〃	30	2	4	7	其殴父母雖小及疾可矜敢○殴者乃為悪逆	能	能
18	〃	31	2	6	3	推有故作須○依犯時実患者聴依疾例	者准格仍	者准格仍
19	〃	31	2	6	7	数既不満並宜免○放	従	従
20	〃	33	2	10	8	依令節級各依○期限	有	有※
21	〃	38	2	22	8	仮有官戸奴婢犯流而為○過致資給	被	被※
22	〃	40	2	23	13	謂連署○之官	判	判※
23	〃	43	2	29	11	棧○謂塹柵之所	剗	剗※
24	〃	44	2	32	6	若一年徒罪○已笞五十	中	中※
25	〃	55	2	47	7	皆○拠衆証定刑	ナシ	ナシ※
26	衛禁	24	2	65	15	若応○開○毀管鍵而開者	ナシ	ナシ
27	〃	28	2	69	2	諸私度●有他罪重者○	者 ナシ	者 ナシ
28	職制	2	2	73	16	依令課試有数若○其官司考試不以実	者	者
29	〃	16	2	81	5	謂筆硯書史器●玩等是	及	及
30	〃	32	2	89	12	而干○渉乗輿者上請	ナシ	ナシ
31	〃	35	2	91	4	非応遣駅而所司乃遣駅若○違○者	ナシ	ナシ
32	〃	46	2	97	4	謂有○官之○人	○ ナシ	ナシ ナシ
33	〃	47	2	97	10	官人不為曲判者○減坐贓二等	ナシ	ナシ

34	〃	51	2	98	16	官人因使於使所受送饋○	遺	遺
35	〃	53	2	100	15	亘準●当郷庸作之価	当	当時
36	〃	58	2	103	10	将送者為従坐○	ナシ	ナシ
37	戸婚	3	2	106	2	知情者各従○里正法	同	同※
38	厩庫	2	3	12	4	将入己者計贓○以盗論○	罪○	罪亦同 ナシ※
39	〃	6	3	14	5	仮令一群●百匹馬十匹痩為一分	放	放※
40	〃	12	3	17	16	畜主○不●坐●	ナシ 在限●	在限 ○之※
41	〃	27	3	24	4	監主官物或受○●或給●	給（空格）人	○納 人※
42	〃	27	3	24	5	及当出陳而出新●応受上物	或	或※
43	〃	27	3	24	9	未至給時而●○給者○	出者給	出○○※
44	擅興	4	3	28	6	財力又均○先取多丁	敵	敵※
45	賊盗	2	3	41	13	犯罪之後並準戸令●分法	依	依
46	〃	10	3	47	3	未得流囚●徒二年半之類	者	者
47	〃	10	3	47	8	殺傷人者亦依闘殺傷人○論	ナシ	ナシ
48	〃	11	3	47	16	部司謂持質人○処村正以上	ナシ	ナシ
49	〃	18	3	54	4	殺人応死●会赦免罪	而	而
50	〃	21	3	57	1	即私有祆書謂前人旧作衷○私○相伝	私裡	私裏

51	〃	29	3	61	16	若毀損功庸多者計庸坐贓論各令修立○	復	復
52	〃	33	3	63	10	仮有盗佗人○馬牛而殺	ナシ	ナシ
53	〃	33	3	63	12	依凡盗法●徒二年半	合	合
54	〃	34	3	64	1	或有直用兇力不作威脅○	稜	淩
55	〃	34	3	64	5	自従闘殴及拒捍○追○捕之法	○ナシ	ナシ ナシ
56	〃	34	3	64	6	拋捕亡律被盗雖傍人皆○得捕繫	亦	亦
57	〃	37	3	66	2	然則持仗焼人○舎宅○止徒三年	○ ナシ	ナシ ナシ
58	〃	38	3	67	3	若知有罪不虚恐喝取財物○者合従真枉法而断	放	放
59	〃	38	3	67	5	恐喝取○財無限多少	許	許
60	〃	38	3	67	5	犯尊長以凡人●準盗論○加一等	論 ナシ	論 ナシ
61	〃	41	3	69	13	其被殺傷人非尊長者卑幼不知殺傷○情唯得盗罪	ナシ	ナシ
62	〃	41	3	70	3	此是一部通例故条○不○別生文	不条	不条
63	〃	52	3	78	13	或一両度止犯流徒或一両度従死会降総計○三犯	成	成
64	〃	54	3	80	16	折衝果毅如○管三校尉三人笞四十	仮	仮
65	闘訟	2	3	82	4	折歯毀○缺○耳鼻	○決	ナシ決※
66	〃	3	3	83	3	謂在○辜内子死乃坐	ナシ	ナシ
67	〃	3	3	83	4	或○雖○在○辜○内○胎○落○而○子○未○成○形○者○	ナシ	ナシ
68	〃	3	3	83	5	各○従本損○傷法	止 殴	止 殴

69	〃	42	3 112 2	離其事則依誣論	本	本※
70	〃	45	4 1 4	所告雖不合論告之者猶坐	犯	犯※
71	〃	45	4 1 7	告者各徒二年	合	合※
72	〃	53	4 7 4	是謂見贓之類	為	為※

日本律と宋刑統との用字用語が一致、もしくはほぼ一致しながらも、現存唐律疏議諸本とはすべて一致しない箇所は、右にみる如く、凡そ七十二箇所を数えることが出来る。（但し、日本律との校勘は、母法たる永徽律をそのまま継受したと思われる部分についてのみ行なった。又、日本律欄の下に※印を附したのは、当該箇所の日本律が散逸して逸文しか残っていない部分であり、※印のないのは、日本律が伝存している部分である。日本律逸文の用字用語に関しては、伝存部分に比して一般に原文としての信憑性が稀薄であるともいえようから、その点は一応留意しておく必要があろう。なお、日本律伝存部分に関しては、新訂増補国史大系『律』所収の紅葉山文庫本、及び広橋家本を使用し、逸文部分に関しては、同じく『律』所収の「律逸文」及び諸先学の捃摭されてすでに公表されている逸文を利用した。）

さて、右にあげた七十二箇所の中、先ず日本律、宋刑統の用字用語が是であり、現存唐律疏議諸本が非であると思われる箇所を拾ってみよう。整理番号4の唐律疏議「男夫於監守内犯十悪及盗……並除名」は、滋賀秀三博士のすでに指摘されている如く、(1) 宋刑統の「男夫於監守及拾悪内盗……並合除名」、日本律の「男夫於監守及八虐内盗者並合除名」の方が正しい文であって、日宋の如き文にして始めて意味が通ずる。5の「事発勾問未断便即去職」は、そのまゝでも意味が通じない訳ではないが、日本律、宋刑統共に「事発未断勾問便即去職」とあって、この方が原文に近

いように思われる。即ち「未断勾問」は、「未三断勾一問」と訓むべきであって、「断勾」は、養老獄令犯罪条義解に、「罪当徒以上者。直送刑部。不得断勾。」と見えて、「推断」とか「断定」とかに近い意味をもつ語であろう。現存唐律疏議の諸本がすべて「勾問未断」となっているのは、原文の「未断勾問」がいつしか「未断勾問」と誤って伝写され（法制局本宋刑統も亦、「未断勾問」とある）、これでは意味が通じない故、後世「勾問未断」に語の位置を変えたものであろう。18の「推有故作須依犯時実患者聴依疾例」は、日本律、宋刑統共に「推有故作者。准格仍依犯時。実患者。聴依疾例。」とあって、滋賀博士は後者を是とされている。(2) 20の「依令節級各依期限」の「依」は、日本律、宋刑統共に「有」に作るが、「有」の方が意味がよく通ずる。30の「而干渉乗輿者上請」の「干」字は、日本律、宋刑統共に存せず、又、敦煌発見の職制律断簡においても存在しない。唐律諸本に見えるこの「干」字が非なることは、すでに内藤乾吉教授の指摘された処である。(3) 31の「非応遣駅而所司乃遣駅若違者」の「若違」も亦、日本律、宋刑統にはなく、衍字と考えてよいであろう。34の「官人因使於使所受送饋」の「饋」は、日宋共に「遺」に作り、敦煌出土の職制律断簡も「遺」とするから、(4) 原文には「遺」とあったものであろう。同様に、36の「将送者為従坐」の「坐」も日宋共に存せず、敦煌出土の断簡にも存しないから、(5)「坐」字は本来これを欠き、後世附加されたものであろう。37の「知情者各従里正法」の「従」も、日宋共に「同」に作り、敦煌出土の断簡も、「同」であるから、(6) これ又、「同」が正しいと考えられる。47の「依闘殺傷人論」の「人」は、日宋共に存せず、一応衍字とみてよいであろう。50の「即私有祅書謂前人旧作衷私相伝」の「衷私」は、日本律「私裏」、宋刑統「私裡」に作るが、唐律諸本では意味が通ぜず、日宋を是とすべきであろう。62の「此是一部通例故条不別生文」の「条不」は、日宋共に「不条」に作るが、これ又、後者を是とすべきである。66の「謂在辜内子死乃坐」の「在」字は、日宋共に存しない。この箇所は、疏が本注をそのまま引用した部分であって、本注にも「在」字は存しないから、日宋を是とすべきであろう。69

の「離其事則依誣論」は、日宋共に「離其事則依本誣論」とあり、唐律諸本では意味をなさない。70の「所告雖不合論」の「告」は、日宋共に「犯」に作るが、後者にして始めて意味がよく通じ、且つ、右の注文を引いた唐律同条の疏文にも、「注云所犯雖不合論」とあるから、「犯」が是なることは明白である。

(1) 滋賀秀三、前掲訳註(二)『国家学会雑誌』第七三巻第三号六四頁。
(2) 滋賀秀三、前掲訳註(五)『国家学会雑誌』第七八巻第一・二号九六頁。
(3) 内藤乾吉「敦煌発見唐職制戸婚廐庫律断簡」前掲書所収一八六頁。
(4) 内藤乾吉、前掲論文、前掲書所収一八八頁。
(5) 内藤乾吉、前掲論文、前掲書所収一八九頁。
(6) 内藤乾吉、前掲論文、前掲書所収一九〇頁。

四

以上は日本律、宋刑統の両者をもって現存唐律疏議と対校し、日宋の用字用語が文意等から是であって、唐律疏議諸本が非であると考えられる箇所を列挙したのであるが、次に日本律、宋刑統の用字用語から唐律疏議の原文を探索し得る例を若干拾いたいと思う。

前掲表(一)の整理番号1の「有人対捍不敬制命」の「敬」は、日宋共に「恭」に作っている。宋刑統は十悪の一つである「大不敬」を「大不恭」としているが、これは周知の如く、宋の太祖の祖父翼祖の諱敬を避けたものである。従って、前掲「不敬制命」が宋刑統において「不恭制命」とあることも、右の「大不恭」と同じく避諱の事例の一つと一応考えられよう。(1) しかるに、この箇所は前述の如く、日本律も亦「恭」に作っており、日本律が宋朝の諱を避け

て、後に「敬」を「恭」に変えたとは考えられないから、日本律に「恭」とあることは、唐律疏議の原文、即ち永徽律疏に「不恭詔命」とあったと考えて間違いはない（後述）。7の「以本階従五品官当徒二年」は、日本律「以本階従五位当二年」に作り、宋刑統「以本階従伍品当徒弐年」に作る。敦煌出土開元律断簡も亦、「位」字を除き日本律と同じであるから（後掲表㈠㈣参照）、原文には恐らく断簡の如くあったものであろう。宋刑統成立に至る過程で「徒」字が入り、更に現存唐律疏議成立に至る過程で「官」字が入ったとも考えられる（後述）。11の「従斬準前更犯絞」も、日本律の「従斬前犯絞」が原文に近いと考えられるが、これについては、第六章、及び第七章で述べる。13の「故犯流者不同常人例配」の「例」は、日宋共に「外」に作る。「例配」でも、「外配」でも、意は通ずるが、原文には「外配」とあった可能性が大であろう。[2] 35の「宜準当郷庸作之価」は、日本律「宜准当時当郷庸作之価」に作り、宋刑統「宜准当当郷庸作之価」に作る。恐らく原文には、日本律の如く「当時当郷」とあり、宋刑統成立までの過程で「時」字が脱落し、その後、現存唐律疏議成立に至る過程で、それでは意が通じない故、更に「当」の一字を省いた可能性が存する（後述）。54の「不作威脅」の「脅」は、日本律「淩」に作り、宋刑統「稜」に作る。「稜」には、「威脅」の意があるから、原文には、「威稜」とあったものであろうか。55の「拒捍追捕之法」は、日本律「拒捕之法」に作り、宋刑統「拒捍捕之法」に作る。或いは、本来原文に日本律の如くあったものが、宋刑統成立に至るまでの過程で「捍」字が入り、更に現存唐律疏議の成立する過程で「拒」字が入ったとも考えられる（後述）。57の「焼人舎宅」は、日本律「焼舎」に作り、宋刑統「焼人舎」に作る。これ又、55の場合と同様、原文には日本律の如くあったのかも知れぬ（後述）。58の「恐喝取財物」の「物」字は、日宋共に「放」字に作っている。当該箇所は、唐律では問答の部分であって、「監臨之官……若知有罪不虚。恐喝取財物者。合従真枉法而断。」とある。右の「物」字を「放」字に改めて解釈するならば、もし監臨の官が所部の人の有罪の事実を知り、それを口実にして恐喝して財を取

り、その犯罪者を釈放した場合、監臨の官は真枉法の罪によって断ぜられるというものである。「物」字を「放」字に改めて始めて文意が瞭然となろう。59の「恐喝取財」の「取」も、日宋共に「許」字に作る。「取」、「許」の何れでも意が通ずるが、現存唐律疏議は加害者の立場から、日宋は被害者の立場から表現したものであろう。即ち、原文に「許」とあったものを後に「取」に改めたと考えられる。

さて、67の「或雖在辜内胎落而子未成形者」は、十三字にわたる長文の語句であるが、右の語句は、日宋共に存在しないから、唐律原文には、元来存在しなかったものと一応考えられよう。右の箇所は、本注「堕胎者。謂辜内子死乃坐。若辜外死者。従本殴傷論。」に相当する疏文であるが、この疏文には、直ちに68の「各従本損傷法」が続くものである。今、現存唐律疏議に拠って当該箇所を記せば、次の通りである。

注云。堕胎者。謂在〔ナシ(日宋)〕辜内子死乃坐。謂在母辜限之内。而子死者。子雖傷。而在母辜限〔ナシ(日)〕外死者。或雖在辜内。胎落而子未成形者。〔ナシ(日宋)〕各〔止(日宋)〕従本損〔殴(日宋)〕傷法。無堕胎之罪。

右の「或雖在辜内」以下の文意は、母の辜限内にあっても、殴打によって堕胎せしめられた場合、まだ胎児が人体として形をなす程生育していないならば、加害者には堕胎罪を科さず、母親を損傷した罪のみを科すということであろう。しかし、本注に記された堕胎なる行為の定義には、「謂辜内子死乃坐。」とあるから、この本注の趣旨からするならば、胎児がすでに形を成している場合であろうと、まだ形を成していない場合であろうと、母の辜限内に胎児を死亡せしめたならば、すべて堕胎罪が科されるべきであろう。このように、原文には元来存在しなかったと思われる前掲語句が現存唐律疏議に入って来ているのは、或はすぐ上文の「子雖傷。而在母辜限外死者。」の「子雖傷」なる語に惹かれた結果かも知れない。即ち「傷」といえば、被害者たる胎児はすでに人体として発育したものを前提としているから、逆にまだ人体を成さない胎児の場合をも規定しておく必要があったのであろう。しかし、その場合、法

理からすれば、前述の如く当然堕胎罪が適用されて然るべきであるのに、本殴傷罪が適用されたのは、人体を形成する程まだ発育していない胎児の場合、実際には堕胎せしめられたか否か、当時としては証明するに難しく、従って堕胎罪は適用しないとしたものであろう。兎も角、その理由は何れにせよ、この十三字にわたる規定の挿入は、それが実際上、必要であったからに相違ない。さて、前掲十三字にわたる語句を後世補った結果、それに続く68の「止従本殴傷法」も亦、「各従本損傷法」に改められたものと思われる。即ち「止」字を「各」字に変えたのは、前掲文を挿入した為、本殴傷罪によって論ぜられる行為に、「子雖傷。而在母辜限外死者。」なる場合と「雖在辜内。胎落而子未成形者。」なる場合との両者が生じた為である。「殴」字を「損」字に変えたのは、明かではないが、例えば、次条、即ち闘訟律殴人折跌支体瞎目条の「毀敗人陰陽者。流三千里。」(疏文「毀敗陰陽。謂孕嗣廃絶者。各流三千里。」)等の重傷の場合をも想定しての上であって、「殴傷」よりも意味の強い「損傷」としたものであろう。唐律疏議の原文に「殴傷」とあったことは、本注に「従本殴傷論」とあることからも窺えよう。

40の「畜主不坐」は、日本律「畜主之不在坐限」、宋刑統「畜不在坐限」に作る。原文には恐らく「畜主不在坐限」とあったものであろう。41の「監主官物或受或給」は、日本律「監主官物或受納或給人」、宋刑統「監主官物或□給或給人」に作る。日本律を是とすべきであろうか。43の「未至給時而給者」は、日本律「未至給時而出給者」、宋刑統「未至給時而出者給」に作る。これ又、日本律を是とすべきであろうか。

以上は、日本律、宋刑統の用字が唐律疏議の原文に近く、現存唐律疏議諸本の用字の方がむしろ唐律疏議の原文とは異っていたと思われる箇所を列挙したものであるが、次に、前掲表中で日本律、宋刑統の用字が文意からして適当ではなく、現存唐律疏議の用字の方を是とする箇所を探すならば、61の一例を挙げることが出来る。今、現存唐律疏議によって、当該箇所を掲げるならば、次の通りである。

其被殺傷人。非尊長者。卑幼不知殺傷情。唯得盜罪。無殺傷之坐。

右の傍線を施した「傷」は、日宋共に存しないが、その前文に「被殺傷人」とあり、後文に「殺傷之坐」とあるように、文意からして「傷」字の存した方が是と考えられる。日宋共に「傷」字の存しないのは、元来唐律原文に「傷」字を欠いていた為か、或は日宋共に偶々伝写の過程でそれを脱落したものか、その何れかであろう。

以上、第三章、及び第四章において述べた処を要約するならば、凡そ次の通りである。即ち、日本律と宋刑統とにおいて、その用字用語が一致、もしくはほぼ一致しながら、それが現存の唐律疏議諸本の何れとも一致しない箇所は、すべて七十二を数えることが出来る。その中、文意その他から日宋の用字用語を是とし、現存唐律疏議を非とする箇所、もしくは日宋の用字用語の方が原文に近いと考えられる箇所を探すならば、かなり多く存することが窺えよう。逆に明かに日宋の用字用語を非とし、現存唐律疏議を是とする箇所は、ただ一例を挙げ得るにすぎない。以上検討した処から、㈠日本律と宋刑統とにおいて、その用字用語の一致せる箇所は、永徽の律疏、及び開元の律疏において、すでにそのように記されていた可能性が大であること、㈡現存の唐律疏議諸本には、後世の改変、脱落、竄入等がかなり認められることが推察されよう。宋刑統は若干の部分を除いて、ほぼ完全に伝えられているが、日本律の伝存している部分は、逸文をも含めてその極く一部分であるから、今、日本律がすべて伝存しているとすれば、右に挙げた例は、更に大幅に増加するものと思われる。

（1）仁井田陞博士は、この「不恭制命」の「恭」字を宋の太祖の祖父翼祖の諱「敬」を改避したものとされている。「唐律疏議の現存最古版とその刊年」『中国法制史研究 法と道徳 法と慣習』所収七七頁。

（2）滋賀秀三博士は、「例配」、「外配」の何れをも是とされ、且つ「不同常人配例に非ざるやの疑を存す。」とされている。前掲訳註（四）『国家学会雑誌』第七五巻第一一・一二号六九頁。

五

以上は、日本律と宋刑統とを併用して、唐律疏議の原文を探求して行く方法であるが、次は敦煌出土の唐律断簡と日本律とを併用する方法である。これ又、従来先学の取られている方法であるが、今すでに発見されている敦煌出土の律断簡と日本律とにおいて、その用字用語が合致し、現存の唐律疏議諸本とはすべて合致しない箇所を表にして掲げるならば、次の通りである。(表(二)参照)

表(二)

整理番号	篇目・条	万有文庫 冊・頁・行	唐律疏議(万有文庫)	養老律	敦煌出土断簡	典拠(頁)	宋刑統
1	名例 6	1 16 8	夫之祖父母父母者○	ナシ	ナシ (開)	滋賀「訳注」165	○
2	〃 6	1 16 12	殴謂殴撃謀謂謀○計○	計謀	計謀 (〃)	〃 〃 165	○ ○
3	〃 6	1 17 13	乃伝畜●堪以害人者皆是	之	之 (〃)	〃 〃 168	●
4	〃 17	1 36 7	以本階従五品官○当徒○二年	ナシ ナシ	ナシナシ (〃)	滝川「研究」63	ナシ ○
5	〃 18	1 37 6	其部曲奴婢者○非	等	等 (〃)	〃 〃 64	○
6	〃 18	1 38 2	刑部覆断訖雖未経奏者○亦為獄成	ナシ	ナシ (〃)	〃 〃 65	(欠損)
7	〃 18	1 38 5	年○十歳以下雖和亦同略法	ナシ	ナシ (〃)	〃 〃 〃	○
8	〃 18	1 39 6	謂犯罪○合死在禁身亡	法	法 (〃)	〃 〃 67	○
9	〃 18	1 39 6	其○免死別配者	ナシ	ナシ (〃)	〃 〃 〃	○

10	〃	18	1	39	7	背禁逃亡者。	ナシ	ナシ（〃）	〃 〃	〃	○
11	〃	18	1	39	7	本犯合死而獄成者●背死逃亡者	其	其（〃）	〃 〃	〃	●
12	〃	18	1	40	3	雖会赦降仍合。除名	ナシ	ナシ（〃）	〃 〃	68	○
13	〃	18	1	40	4	会降同免官之。法	ナシ	ナシ（〃）	〃 〃	〃	○
14	〃	18	1	40	5	雖会降後亦不合。減科	ナシ	ナシ（〃）	〃 〃	〃	○
15	職制	14	2	80	4	及在船。篙棹之属	槁（広）橋（類）	橋（永）	仁井田「慣習・道徳」	245	篙カ
16	〃	15	2	80	12	応供奉之物闕乏者徒一年					
						其。雑。供。有。闕。啓。五。十。	ナシ	ナシ（〃）	内藤「考証」	184	伍拾 ○○○○○○
17	〃	19	2	82	3	非大事●勿論	者	者（〃）	〃 〃	185	●
18	〃	26	2	85	8	誤謂脱剰。文字及錯失者	乗	乗（〃）	〃 〃	185	○
19	〃	26	2	85	16	非上書奏事者。勿論	ナシ（広）○（前・要）	ナシ（〃）	〃 〃	185	○
20	〃	27	2	86	4	及不応行下而行下者各。杖六十	ナシ（広）○（類）	ナシ（〃）	〃 〃	185	○
21	〃	32	2	89	12	言議政事乖失而干。渉乗輿者	ナシ（広）○（前）	ナシ（〃）	〃 〃	186	ナシ
22	〃	34	2	90	11	若致稽程以。行者為首	ナシ（広）○（前・類）	ナシ（〃）	〃 〃	186	○
23	〃	35	2	91	2	及。不応遣駅而遣駅。者	ナシナシ（広）○○（前・類）	ナシナシ（〃）	〃 〃	186	○ ○
24	〃	37	2	91	13	主司知情与同罪不知情。者勿論	ナシ	ナシ（〃）	〃 〃	187	○
25	〃	42	2	94	4	以致稽程者各減●二等	罪	罪（〃）	〃 〃	187	●

26	〃 45	2 95 13	謂従主司求曲法之事○	典（広）○（前・類）	典（〃）	〃	〃	187 ○
27	〃 45	2 96 2	及親属為請求者○減主司罪三等	ナシ（広）○（前・類）	ナシ（〃）	〃	〃	187 ○
28	〃 45	2 96 8	為人囑○請者杖一百	属	属（〃）	〃	〃	187 ○
29	〃 45	2 96 8	至死者○減一等	ナシ	ナシ（〃）	〃	〃	188 ○
30	〃 47	2 97 9	従者各○依己分法	ナシ	ナシ（〃）	〃	〃	188 ○
31	〃 51	2 98 16	官人因使於使所受送饋○	遺	遺（〃）	〃	〃	188 遺
32	〃 52	2 99 14	若賣買有剩○利者	ナシ（広）乗（類）	乗（〃）	〃	〃	188 ○
33	〃 56	2 102 8	諸監臨之○官	ナシ	ナシ（〃）	〃	〃	189 ○
34	〃 56	2 102 8	役使売買有剩○利之属	乗	乗（〃）	〃	〃	189 ○
35	〃 57	2 103 10	将送者為従坐○	ナシ	ナシ（〃）	〃	〃	189 ナシ
36	戸婚 1	2 104 15	以免課役者○一口徒一年	ナシ※	ナシ（〃）	〃	〃	189 ○
37	〃 3	2 106 2	知情者各従○里正法	同※	同（〃）	〃	〃	190 同
38	〃 8	2 108 11	養子所養父母無子而捨去者○徒二年	ナシ※	ナシ（〃）	〃	〃	190 ○
39	〃 9	2 109 3	無子者得立庶○以長	嫡※	嫡（〃）	〃	〃	190 ○
40	〃 11	2 110 4	已給放書而●圧為賤	還※	還（〃）	〃	〃	190 ●
41	〃 26	2 119 10	酒食者○非	ナシ	ナシ（〃）	〃	〃	192 ○
42	捕亡 16	4 67 8	謂●此篇内監臨主司応坐	ナシ※余条監当官司及主司各※准此	（前欠）司各准此（?）	仁井田「慣習・道徳」		318 ●

略号　広＝広橋家本律、類＝群書類従本律、前＝前田家本律、要＝政事要略、永＝永徽律、開＝開元律、滋賀「訳注」＝滋賀秀三「訳注唐律疏議」、滝川「研究」＝滝川政次郎「律令の研究」、仁井田「慣習・道徳」＝仁井田陞「中国法制史研究　法と慣習・法と道徳」、内藤「考証」＝内藤乾吉「中国法制史考証」、※印＝逸文

周知の如く、敦煌出土の断簡には、かなり誤脱の文字が存するので、その扱いには注意を要しよう。又断簡には、永徽律と判断されるもの、開元律と判断されるもの、その何れとも決し難く年代不明のもの等、種々あるので、その点にも留意しなければならない。例えば、永徽律の断簡と日本律とがその用字用語において一致し、現存唐律疏議諸本とはすべて異っているとしても、直ちに現存唐律疏議の用字用語が誤りであるということにはならない。何故ならば、開元度において、その律文に訂正が加えられたやも知れぬからである。一例を挙げれば、整理番号16の「其雑供有闕笞五十」は、日本律、断簡共に存しないが、仁井田、牧野両博士は、それが開元度に附加された可能性を考慮されている。(1) しかし、日本律と永徽律断簡とで一致する用字用語が唐律疏議の原文、即ち開元律疏にもその通りであって、現存唐律疏議諸本が原文とは異っていると推測し得る箇所も存する。例えば、21、31、35、37は何れも日本律、永徽律断簡の用字が宋刑統とも一致するから、唐律疏議の原文にそのようにあったものと推断してよいであろう。以上から、日本律と敦煌出土の断簡の両者が一致する箇所は、原文の可能性の手がかりとすることが出来よう。例えば、15の「篙」字は、広橋家本律「槁」に作り、断簡「橋」に作る。恐らく原字は「槁」、もしくは群書類従本律の「檣」ではなかったであろうか。又、39の「庶」は、養老律逸文、敦煌断簡共に「嫡」に作るが、内藤教授は養老律、断簡を是とされ、「庶」に作るを妄改とされている。(2)

次に、日本律、断簡が一致して非であり、現存唐律疏議が是とされる箇所としては、26の「謂従主司求曲法之事」を挙げることが出来よう。即ち、唐律疏議の「曲法」を広橋家本律、敦煌断簡共に「典法」に作るが、これは「曲

法」をとるべきであろう。しかし、かかる箇所は右の諸例四十二箇所の中、ただ一箇所あるのみであり、他は日本律及び断簡の用字が明かに非とされるものはないから、それが原文に近いものと一応考えることも出来よう。ただ宋刑統の場合と同様、日本律、断簡も亦必ずしも良本ではなく、両者にはまま誤脱があるから、偶々両者が一致したからといって、それが直ちに唐律疏議の原文であると考えることは、早計のそしりを免れない。今後は文意上、又用語法上、その他諸々の観点から考究してゆく必要があろう。

（1）仁井田陞・牧野巽、前掲論文（下）二一三頁。
（2）内藤乾吉「敦煌発見唐職制戸婚厩庫律断簡」前掲書所収二一三・二一四頁。

六

以上、日本律に宋刑統、敦煌出土の唐律断簡等を併用して、現存唐律疏議の用字用語を検討することにより、現存唐律疏議は必ずしも開元当時の原本をその用字用語に従ってそのまま忠実に伝えているものではなく、その伝写の過程において、かなりの竄入や誤脱の箇所を生じていることが一層明確になったと思われる。

しかりとするならば、他に殆ど傍証すべき史料はないが、現存唐律疏議と日本律とを対比して、或は現存唐律疏議の方が誤謬ではなかろうかと思われる箇所も亦存在する可能性があろう。それを示唆する例を次に示そう。（表㈢参照）

表(三)

整理番号	篇目・条	万有文庫 冊・頁・行	唐律疏議（万有文庫）	養老律	宋刑統
1	名例 26	1 53 7	即須改断従斬準○前更○犯絞者亦依加杖例	ナシ ナシ	ナシ○
2	賊盗 2	3 41 16	仮有一人年八十有三男十孫或○一孫反逆	ナシ	○
3	〃 22	3 57 4	謂知其迷誤或因酔乱及老小疾患并及○婦人不能侵犯而殺傷者	ナシ	○
4	〃 31	3 63 2	然園陵草木而○合芟刈而有盗者	不	○
5	〃 43	3 71 6	以本条和略○奴婢罪止流三千里	誘	○
6	〃 48	3 75 10	仮有甲知佗人祖父売子孫而買復●与乙乙又売与丙	売	●
7	〃 48	3 75 13	知略和誘充賤而取○為妻妾	娶	○
8	断獄 19	4 84 1	全出加役流官司合得全罪放而還獲減一等合徒五○年	三 ※	伍
9	〃 28	4 88 6	待時而違者謂秋分以前○立春以後○正月五月九月及十直日不得行刑	後 前※	○ ○

右に列挙した諸例の中、整理番号8の「徒五年」、及び9の「秋分以前立春以後」に関しては、すでに戴炎輝博士の指摘された処であり[1]、明かに現存唐律疏議の誤謬であって、日本律を是とすべきである。1の「即須改断従斬準前。更犯絞者亦依加杖例。」は、日本律「即須改断従斬。前犯絞者亦依加杖例。」に作る。（唐律疏議諸本中、滂喜斎本、四部叢刊本のみ「準」字を欠くが、この部分は補鈔の部分であるので、今、考察の対象外とする。）唐律疏議には、右の文の直前に、「若死囚重犯死罪。亦同犯（流）罪加杖法。若本坐是絞。重犯斬刑。」（（　）内は日本律）とあるか

ら、当該箇所の大意は、本来の罪が絞罪に当る死刑囚が重ねて斬罪を犯した場合、本来の絞罪を改めて斬罪の判決を下し、前罪たる絞罪については、加杖二百を附加するということであろう。以上のように解し得るとすれば、現存唐律疏議よりも日本律の用字の方がすっきりするように思われる。宋刑統は当該箇所に関し、「即須改断従斬。前更犯絞者亦依加杖例。」とあり、唐律と同じく「更」字は存するが、日本律と同じく「準」字は存しない。或は宋刑統成立に至る過程で「更」字が入り、それでは意味が通ぜぬ故、現存唐律疏議成立に至る過程で更に「準」字を補ったのかも知れない。兎に角、宋刑統が日本律と同じく「準」字を欠いていることは、やはり日本律の用字が原文に近い一証となろう。(2)

前掲諸例の中、その他の事例についての一々の検討は、これを省略するが、現存唐律疏議が非とされ、日本律が是とされる可能性が大であろう。右の諸例は、偶々思いついたものを挙げたに過ぎないが、なお日本律と現存唐律疏議とを精細に比較検討する必要があろう。仁井田、牧野両博士は、現存唐律疏議と日本律とを比較対照して、その同一部分をもって永徽律、並びにその疏を復原し得るとし、又、日唐両律間で異同ある部分をもって、第一にそれが日本律が唐律を改めたことによる場合と、第二に日本律の藍本たる永徽律疏と現存唐律疏議、即ち開元律疏との差異にもとづく場合の二者があるとされた。(3) しかし、以上瞥見した処からも分るように、日唐両律間の律文の相異は、右の二点に止まるものではなく、更に日本律と唐律疏議（即ち、永徽律疏と開元律疏）とで本来同一の文であったものが、両者の長い伝写の過程の中で異同を生じたという場合があり得るのであり、その部分がまた意外に多いのではなかろうかと思われるのである。

（1）　戴炎輝『唐律各論』三一五、三二一頁。

(2) 但し、滋賀秀三博士は、当該箇所に関し、現存唐律疏議を是とされ、日本律、宋刑統を非とされている。前掲訳註(四)『国家学会雑誌』第七五巻第一一・一二号六九頁。

(3) 仁井田陞・牧野巽、前掲論文(下)五三頁。

七

最後に開元二十五年(七三七年)に成立した開元律疏を伝えるといわれる現存唐律疏議は、律文の用字用語の見地から、これを巨視的にみるならば、凡そ次のように考えられるのではなかろうか。

第一に本稿第五章において述べた如く、日本律と敦煌出土の唐律断簡とにおいて[1]、その用字用語が一致するにも拘らず、それが宋刑統と現存唐律疏議諸本とでは一致せず、しかもその場合、宋刑統と唐律疏議諸本間では、その用字用語が一致するという箇所がかなり見られること、更に本稿第六章において述べた断獄律の二例から明かな如く、日本律によって唐律原文を推測するに、その正しいと思われる用字用語が宋刑統と唐律疏議諸本とでは一致して誤っている箇所がみられること等から、開元律疏の成立から宋刑統の祖本たる前代の刑統、又は律疏成立に至るまでの過程において、唐律疏議のテキストには、或る程度の誤脱が生じていたことが考えられる。

第二に金ないしは元朝において、唐律疏議の律文の用字用語に若干の加筆変更が加えられた可能性の存することである。先ず、前掲表(一)の1「有人対捍不敬制命」の「敬」字であるが、これは第四章において述べた如く、日本律、宋刑統共に「恭」字に作っている。日本律に「恭」とあるからには、この「恭」字は、唐律原文にそうあったものと推断して差し支えない。従って、宋刑統の「恭」字も亦、宋の太祖の祖父翼祖の諱「敬」を避けたものではなく、元来「恭」字であったに違いない。しからば、唐律疏議諸本にすべて「不敬制命」とあり、宋刑統に「不恭制命」とあ

るのは、如何に考えたらよいであろうか。これに関しては、凡そ次の二つの場合が想定されよう。内藤教授は、滂喜斎本唐律疏議が十悪の一つである「大不敬」を「大不恭」としなかったことについて、「滂喜斎本は金国を通ってきたテキストによって刻されたかも知れないので、もしそうだとすれば、金では却って章宗の父の諱の允恭の恭を避けこそすれ、敬を避ける必要はないから、滂喜斎本が敬に作っているのは、以前からそうなっていたということになる。もしまた金へは北宋から伝わったとするならば、金に於て恭を敬に復旧したということも考えられる。[2]」と述べられている。右の卓見は、この「不恭（敬）制命」について考える場合においても、示唆をうけるのであって、現存唐律疏議が金を通じての伝来であるとするならば、その金において、章宗の父の諱允恭を避けて、「大不恭」の如き以前改避された「恭」も、「不恭制命」の如き本来唐律原文にあった「恭」も、すべて「敬」に改めたと考えることが出来る。以上が第一の場合である。次に第二の場合は、元代になって、宋朝の避諱を復旧した時、本来原文に「不恭制命」とあった「恭」字も、宋朝に改避されたものと誤って「敬」字に変えたとする考えである。右の二つの場合の中、その何れをとるにしても、現存唐律疏議は、金もしくは元代において、名例律の当該箇所に加筆変更をみたものと考えることが出来よう。

更に律文が金もしくは元代において、加筆された可能性の存する理由として、次のことが考えられる。先ず、その前提として宋刑統と現存唐律疏議との関係についてみよう。すでに仁井田、牧野両博士は、両者の関係について、(a)故唐律疏議と宋刑統との夾注が同一系統に属し、しかも故唐律疏議中の夾注は、宋刑統よりも新しいこと、(b)故唐律疏議雑律博戯財物条の「出玖」は、西域出土雑律断片、及び孫奭律音義には「出九」とあるが、宋刑統は故唐律疏議と同じく「出玖」に作ること、(c)故唐律疏議の疏議各条の冒頭には、「疏議曰」の三字を冠しているが、唐代の律疏には「議曰」とあって、「疏」字は存在せず、「疏」字がここに入ったのは、宋刑統の影響によると考えられ

ること、以上の三点をあげて、現存唐律疏議が宋刑統の影響をうけたことを指摘された。(3) しかし、両博士はなお慎重な態度をとられ、右の三点は故唐律疏議が宋刑統から脱化したことを決定的に証明する力を有しないこと、又故唐律疏議と宋刑統とは同じく三十巻なるに拘らず、名例律、及び職制律に於て巻の分割箇所が異っているが、西域出土名例律疏断片は、宋刑統と異って故唐律疏議と巻の分割箇所を等しくしていること、又、長孫無忌の進律疏表は律疏単行本と共に伝えられた疑のあること等から、現存唐律疏議の宋刑統からの脱化説は、「極めて魅力多きに拘らず」、これをとらずに、「故唐律疏議は矢張り律疏単行本を祖とするもので、単に宋刑統より若干の影響を受けたに止ると解しておくこととしたい。」と結論されたのである。(4)

両博士が宋刑統と故唐律疏議との関係を考察された当時は、宋刑統は未だ天一閣原本を閲覧出来ず、法制局本、及び嘉業堂本に拠られたのであったが、天一閣原本を利用出来る今日、両者の関係は、更に精しく検討する必要があろう。前掲表(二)において、日本律と敦煌出土律断簡とで用字が一致するにも拘らず、宋刑統と唐律疏議諸本とではそれが異なり、しかも宋刑統と唐律疏議諸本間では用字の一致している例が多くみられること、又、前掲表(三)の8、9の二例にみられる如く、日本律において正しく記されている箇所が宋刑統と唐律疏議諸本とでは一致して誤っている箇所の存すること、これらの事実は、両者が同一系統に属する伝本を祖としていることを証するものである。又、唐断獄律官司出入人罪条の疏文には、「仍合肆年半徒」(万有文庫第四冊八四頁二行)とあるが、右の「肆」字は、岱南閣本のみ「四」に作り、他の諸本は何れも「肆」に作っている。宋刑統が「肆」に作っているのは、いう迄もない。処で、日本律を検するに、右の文字は「四」に作り、且つ一般に数字は、永徽・開元の律疏では大字を用いず、一二三等の普通体に作っているから、唐律疏議の原本には「四」とあったものと考えてよい。岱南閣本のみ「四」とあるのは、それが作成される際に、意を以って祖本の「肆」を「四」に改めた可能性が大である。しかりとすれば、これ

又、両博士のあげられた「出玖」の例と同じく、宋刑統の唐律疏議に及ぼせる一証とすることが出来よう。

更にここで注目すべきは、宋刑統においてすでに小規模ながら誤字脱字衍字等のあった箇所が、現存唐律疏議の祖本たる泰定本(5)成立に至る過程、即ち約三百五十年の間に、それがもととなって更に異同が生じたのではないかと思われる箇所が僅かながらも散見されることである。その例として、前掲表(一)の7、11、35、55、57等をあげることが出来よう。その一々については、すでに第四章、及び第六章において述べた。又、唐断獄律輸備贖没入物条の疏文「其失有欠負応徴違限不送者」は、宋刑統を検するに、この箇所は「其失負応徴違限不送者」とあって、唐律疏議にみえる「有欠」が存しない。右の唐律疏議、及び宋刑統の疏文を考えるに、共に文意が必ずしも明確ではなく、そこに何等かの誤字、衍字の存在を疑わしめるのである。そこで、右の疏文に相応する同条本文をみると、その箇所は、「及欠負応徴違限不送者」とあるから、恐らく前記疏文の原文には、「其欠負応徴違限不送者」とあったものではなかろうか。「欠」と「失」とは、その字体類似せる故、宋刑統の如く誤って伝写され、後世それでは意が通じない為、更に「有欠」なる二字を補ったものと考えられる。今、右にあげた諸例を表示すれば、次の通りである。(表四参照)

表(四)

篇目・条		日本律	宋刑統	現存唐律疏議	万有文庫 冊	頁	行	備考
名例	17	以本階従五位当二年	以本階従伍品当徒弐年	以本階従五品官当徒二年	1	36	7	敦煌出土断簡は、「位」字を除き日本律に同じ。
〃	26	従斬前犯絞	従斬前更犯絞	従斬準前更犯絞	1	53	7	
職制	53	当時当郷庸作之価	当当郷庸作之価	当郷庸作之価	2	100	15	
賊盗	34	拒捕之法	拒捍捕之法	拒捍追捕之法	3	64	5	

〃 37	焼 舎	焼人舎	焼人舎宅	3 66 2
断獄 25	(其欠負?)	其失負	其失有欠負	4 87 1

右の諸例が伝写の過程において逐次異同を生じたものであるとするならば、それは両博士のあげられた前記三点と相まって、宋刑統が開元律疏と現存唐律疏議（泰定本）との丁度中間に位置することを証するものであり、宋刑統と現存唐律疏議との関係には、右の部分に関する限り、母子関係に近いものがあったとすることが出来よう。

しかしながら、他の或る部分に関しては、宋刑統よりも現存唐律疏議諸本の方が原本の面影をよく伝えている場合があることは、これを認めておかなければならない。両博士が宋刑統脱化説を留保された理由としてあげられた名例律、職制律の巻の分割箇所が現存唐律疏議と宋刑統とで異ること、進律疏表が宋刑統には存せず、現存唐律疏議に存すること等がそれであるが、又、用字用語に関しても、宋刑統より現存唐律疏議の方が原文に近いと思われる箇所がかなり存するのである。(6) 従って、宋刑統と現存唐律疏議とは同じ開元律疏から源を発しているにも拘らず、両者は単純な一元的関係に立つものではなく、その点からいえば、両博士の指摘された通り、確かに現存唐律疏議は宋刑統より脱化したものとはいえないであろう。ただしかし、脱化という場合、それは現存唐律疏議が宋刑統から直接的、且つ全面的に脱化したものではないと解すべきであって、両博士のあげられた前記三点に、今、我々が右に指摘した諸点を加味して考慮するならば、両博士のいわれる現存唐律疏議が「単に宋刑統より若干の影響を受けたに止る」というよりは、両者間にもう少し密接な親縁関係が存在したといってもよいのであり、或る部分に関しては、母子関係に近いものがあったと認めて差し支えないのではなかろうか。

さて、ここで前掲表(一)に示した日本律と宋刑統とにおいて、その用字用語が一致、もしくはほぼ一致するに拘ら

ず、現存唐律疏議諸本とは何れもそれが異なるという多くの箇所の存在について、それらが何時どのようにして生じたと考えたらよいであろうか。周知の如く、元代、唐律疏議のテキストにかなりの加筆変更が行われたことは、柳貫の唐律疏議序に「正訛緝漏」とあることによって、これを知ることが出来る。又、内藤教授は、現存唐律疏議の進律疏表・名例律篇目疏議の注釈等を吟味することにより、そこに宋学的な注釈による加筆が行われたことを指摘され、且つそれは泰定本刊行の際に加筆されたものであろうことを諸般の事情から推して考えられた。(7) 以上の指摘と前述の宋刑統と現存唐律疏議との間に、或る部分に関しては極めて密接な親縁関係を有することとを併せて考慮するならば、前掲表(一)にあげた宋刑統・日本律と唐律疏議諸本との間の異同の多くは、金もしくは元において新しく生じたのではないかという推測が成立する。この推論はもとより憶測の域を出るものではないが、その可能性については一応留意しておく必要があろう。ただ、ここではこれらの異同が多く元朝、即ち泰定本成立時において生じたとすると、従来の所説と矛盾することなく理解し得る処があることだけを指摘しておこう。即ち、元朝において唐律疏議の律文そのものにかなりの加筆変更が為されたと仮定するならば、その際の加筆変更には、一つは祖本の単なる誤脱を訂正した場合と、もう一つは時流に適合するように意識的に補訂を施した場合の両者があったように思われる。処が、前者にあっては、実際には祖本に殆ど誤脱がないにも拘らず、校訂者の誤解によって却って改悪された箇所もあったのではないかと推察される。例えば、すでに述べた前掲表(一)の5「事発勾問未断便即去職」、11「従斬準前更犯絞」、前掲表(四)の「其失有欠負」等が、もしも泰定本成立時において、このように補訂されたとすれば、その好例であろう。又、唐律疏議諸本によれば、断獄律八議請減老小条の問答には、「若三人証実。二人証虚。是名疑罪。」とあって、当該箇所には何れも異同はないが、宋刑統を検するに、「若参人証実。参人証虚。是名疑罪。」とあり、断獄律疑罪条の注文には「疑。謂虚実之証等。」とあるから、これは宋刑統を是とすべきであろう。もしも泰定本の祖本に「参」、も

しくは「三」とあって、泰定本がそれを「二」に刻したとすれば、明かに泰定本のミスということになる。又、泰定本の祖本にすでに「二」とあったにしても、泰定本がそのまま「二」に刻したとすれば、やはり泰定本の補訂が行き届かなかったことになり、何れにしても泰定本作成の際の杜撰さは免れない。すでに仁井田、牧野両博士は、泰定本附録の釈文、纂例の杜撰さをあげて、それが学問的著作としては水準が低く、実用的目的の為に作られたことを指摘され、又、唐律明法類説、唐律棋盤抹子等の元代の唐律研究書は卑俗の実用を目的とするもので、その書名からして高級なものであったとは思われないとされている。(8) 以上の指摘は、元代における唐律疏議の補訂が必ずしもすぐれたものではなかったことを裏付けるものであり、前掲の如き諸例は、這般の事情と一致するものと考えられる。次に後者にあっては、前掲表(一)の67「或雖在辜内胎落而子未成形者」という堕胎罪に関する十三字にわたる竄入が典型的な例であり、右の例がすでに第四章において述べた如く、法理からするというよりは、むしろ実際を重じた為の加筆であったと解し得るならば、これ又、すでに先学の指摘された元朝における唐律疏議、並びにその研究書の盛んな刊行が学問よりも実用を目的とするものであったことと揆を一にする。(9) 更に内藤教授の指摘された如く、進律疏表・篇目疏議への宋学的注釈の竄入という事例がやはり科挙の再開とその試験のテキストに朱子学が多くとり入れられたという実際的な事例と無関係ではなかったことを考え併せるならば、(10) 単に進律疏表・篇目疏議の注釈にのみ止まらず、律文そのものについても、現実的な要望から若干の手が加えられたことは、想像に難くないのである。

以上を要するに、現存唐律疏議諸本の祖がすべて泰定本であるとするならば、泰定本故唐律疏議は、宋刑統と親縁関係を有する祖本から分れた伝本の一種であって、その祖本においてすでに開元律疏成立から二百年余に及ぶ過程の中で、或る程度、律文に誤脱が生じており、更にその祖本から泰定本成立に至る過程において、特に泰定本成立時において、律文にかなりの加筆変更が施された可能性が存するものと憶測することが出来よう。

(1) 敦煌出土の断簡は、この場合、厳密には開元律断簡のみが考察の対象とされなければならないこと勿論であるが、永徽律断簡の場合においても、それが開元律疏と異らない場合もあろうから、或る程度、考察の対象となし得よう。

(2) 内藤乾吉「滂熹斎本唐律疏議の刊行年代」前掲書所収一七二頁。

(3) 仁井田陞・牧野巽、前掲論文(下)一二三頁。

(4) 仁井田陞・牧野巽、前掲論文(下)一二九頁。

(5) 現存唐律疏議の祖本がすべて泰定本であるかどうかは、なお疑義の存する処であるかも知れないが(仁井田陞「再び唐律疏議の現存最古版について」『中国法制史研究 法と慣習 法と道徳』所収八二頁以下)、今、内藤教授の所説に従って、滂熹斎本をも泰定本と仮定しておく。

(6) 例えば、今、日本律を参看することにより、『唐律疏議校勘表』中の用字において、宋刑統よりも現存唐律疏議諸本の中、何れかの方が原文に近いと考えられる箇所を次に掲げておく。但し、天一閣旧蔵明鈔本宋刑統のみの誤写の可能性ある箇所は除いた。

岱南閣叢書本	至正本	滂熹斎本	四部叢刊本	物観本	官版	巻本	冊	頁	行	日本律	宋刑統
故。流三千里	。	配	配	。	。	。	1	49	8	配	。
若犯一年半徒。	。	ナシ	ナシ	。	。	。	1	54	12	。	ナシ
或無。疾時犯罪	。	廃	。	。	。	。	2	5	10	。	廃
故節級優。異	。	憂	。	。	。	。	2	5	14	。	憂
若有警急。駅使		罪	。	。	。	。	2	66	11	。	罪
皆準比。徒之法		比	比	。	。	。	2	67	13	。	比
雑。任以上		離	離	。	。	。	2	72	14	。	離
但是官物有。封閉印記	。	言	。	。	。	。	3	23	15	。	言
後殺之皆。同支解	。	者	。	。	。	。	3	48	9	。	者
若経責。簿帳		貴	。	。	。	。	4	7	4	。	貴

(7) 内藤乾吉、前掲論文一七〇頁。

(8) 仁井田陞・牧野巽、前掲論文(下)一〇一頁以下。なお滝川政次郎「零本『唐律明法類説』考証」(『満支史説史話』所収三

三一頁以下）に同書の数葉が翻刻されている。内容を検するに、必ずしも高級な唐律研究書とはいえない。
（9）仁井田陞・牧野巽、前掲論文（下）一〇五頁。
（10）内藤乾吉、前掲論文一七〇頁。

（附記）本稿は昭和四十九年一月二十六日の法制史学会東京部会において報告せる内容に若干補筆したものである。唐律疏議諸本の用字については、唐律研究会編の『唐律疏議校勘表』に拠り、宋刑統については、島田正郎博士の御厚志によって、故宮博物院所蔵の天一閣旧蔵明鈔本の写真を利用することが出来た。ここに記して深謝の意を表するものである。なお唐律疏議の原文の研究には、日本の典籍に引かれている唐律疏議の文を検討する必要があるが、これについては別稿に期することとする。

本稿校正中、恩師牧野巽先生の訃報に接した。先生は本年四月、本学講師として、大学院の東洋法制史の講義及び演習を担当され、筆者も院生と共に、先生の中国家族法の講義、及び漢書百官公卿表の演習に出席し、短い期間ではあったが、親しく御指導をうけた。本稿には、先生の若き日の名篇「故唐律疏議製作年代考」を随処に引用させて頂き、稿成った日には、先生に閲読を乞い、御批判を仰ぐ予定であった。それを思うとき、まことに痛惜の感に堪えない。ここに謹んで拙稿一篇を先生の霊前に捧げ、併せて御冥福をお祈りする次第である。